

第27回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年10月10日(木) 午後2時00分から午後4時10分

2. 開催場所 甲賀市役所 301会議室

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 17名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	9	高井 啓
副会長(会長職務代理者)	18	田畑 啓之助	委員	10	倉田 一良
委員	1	小倉 剛	委員	11	中川 講一
委員	2	瀧井 和雄	委員	12	伴 慎也
委員	3	川村 克己	委員	13	寺田 勝典
委員	4	西田 くみ子	委員	14	林 廣美
委員	5	山下 年数	委員	16	林田 清光
委員	6	葛原 準子	委員	17	服部 嘉子
委員	7	吉田 新太郎			

5. 欠席委員 2名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
委員	8	森地 隆照	委員	15	福永 甚藏

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席1番 小倉 剛 委員
議席2番 瀧井 和雄 委員

8. 総会日程

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

○議案第127号 農地法第2条第1項に定める農地でないことの証明書交付申請審議について

○議案第128号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第129号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第130号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第131号 事業計画変更承認申請審議について

○議案第132号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

○議案第133号 甲賀農業振興地域整備計画の変更について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

6) 報告及び協議事項

○会長報告事項

○副会長報告事項

○農業委員会制度検討委員会報告事項

○下限面積検討委員会報告事項

○事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者（4名）

事務局長 伊藤 勲

局長補佐 松井 章

局長補佐（農地係長） 田中 克司

農政係長 谷川 智彦

10. 会議の概要

- 事務局長 第27回甲賀市農業委員会総会を開会
- 全 員 【市民憲章唱和】
- 事務局長 開会にあたり、北田会長がご挨拶を申し上げます。
- 会 長 ・次期農業委員・最適化推進委員の選任
- 事務局長 ありがとうございます。
これより議事となりますので、総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。
- 議 長 総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席8番 森地隆照委員、議席15番 福永甚藏委員の2名で、遅参、早退の届出はございません。よって本総会の出席委員は17名で、法定定足数である過半数に達しておりますので開会を宣言いたします。
- 議 長 続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席1番 小倉剛委員と、議席2番 瀧井和雄委員を指名いたします。どうぞよろしくをお願いいたします。
- 議 長 それでは最初に、議案第127号「農地法第2条第1項に定める農地でないことの証明書交付申請審議について」を議題といたします。
まず、2条調書、整理番号1番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第127号をご説明申し上げます。議案書は2ページからとなります。
これは、登記簿地目が農地となっているものの、現況は、農地性が無くなっており、容易に農地への復元が困難であるものに対し、農地でないことの証明を行うものでございます。
今月の申請は2件で申請者の住所、氏名、証明する土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございます。
整理番号1番につきまして、ご説明申し上げます。申請地は参考図の1ページ、2ページとなり、農振農用地区域外であります。
申請理由については、所有者は昭和56年以前から耕作放棄され、以降38年以上、耕作を放棄されております。現在は、周囲の山林及び原野と一体化していることから、非農地としての証明を願い出られたものです。
申請内容を審査した結果、甲賀市農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準である「耕作放棄後20年以上経過し、荒廃地と化しているもので、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のないもの」に該当するため、農地法第2条第1項に規定する農地には該当せず、証明要件を満たしていると考えられます。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
整理番号1番につきましては、議席5番 山下委員から説明をお願いいたします。

担当農委 5番、山下です。事務局から説明のございましたように、本件につきましてはご本人の話では物心つくまえからずっと山であったと、近所の方に聞いても長い間山のままで農地として利用されている形跡は全くございません。今後これが山林化されるなり非農地になりましても、付近の農地には影響がないものと判断いたしました。なおこの件につきましては、8月25日に西田農業委員と私と地元の辻推進委員とで現地を確認済みです。よろしく願い申しあげます。

議 長 ありがとうございます。
続いて区域番号22番 辻推進委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 22番、辻です。山下委員がおっしゃられたとおりで、説明された事に対して付け足すことはございません。非農地として証明できるものであると思っております。よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。なお質問される委員は議席番号とお名前をお願いいたします。以後のご質問につきましても、同様にお願いいたします。ご意見ございませんか。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号1番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号1番につきましては、原案のとおり可決し、交付することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号2番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号2番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の3ページ、4ページとなり、農振農用地区域外であります。
申請理由については、所有者は農地法施行以前に（昭和27年10月20日）築造された浄善寺の進入路として利用され、現在に至ることから、非農地としての証明を願い出られたものです。

申請内容を審査した結果、甲賀市農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準である「農地法施行以前から非農地となっているもの」に該当するため、農地法第2条第1項に規定する農地には該当せず、証明要件を満たしていると考えられます。以上でございます。

議 長 ありがとうございます
整理番号2番につきましては、議席3番 川村委員から説明をお願いいたします。

担当農委 3番、川村です。内容等につきましては、事務局からの説明のとおりでございます。現地確認のため、参考図4ページの進入路について状況調査をしました。どうぞ審議の程よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
続いて区域番号30番 山口推進委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 30番、山口です。川村委員も述べられたように、寺の進入路として利用されておりまして全く問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号2番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号2番につきましては、原案のとおり可決し、交付することに決定いたします。
議案第127号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第128号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
まず、3条調書、整理番号11番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第128号をご説明申しあげます。議案書は4ページからとなります。
今月の申請は2件で、譲受人・譲渡人の住所、氏名、土地の所在、面積等につきましては、議案書のとおりでございます。
整理番号11番につきましてご説明申しあげます。申請地は参考図の5ページか

ら6ページとなり、農業振興地域内農用地であります。

譲渡人は別の方に農地を貸されていましたが、その方が耕作を行えなくなったため、申請地の隣接に住む譲受人に相談されました。譲受人は勤め先の社会貢献活動として青少年の農業体験学習を提供しており、会社の同僚や青少年とともに日野町で水稻耕作されております。申請地も同様に利用できるため、売買に合意され、所有権移転申請を行われました。譲受人は、日野町と同様に水稻を栽培される予定であります。

申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

整理番号11番につきましては、議席7番 吉田委員から説明をお願いいたします。

担当農委

7番、吉田です。譲受人が私の所へ来られたのは8月20日です。日野町である程度親子たちが楽しく農業をしておられる。また土山町でもよく近くを通る場所で、大野地区の田についてはオーガニック農業ということで、除草もされず本当に地力だけの方法で今年はきれいに3俵半ぐらいが実ったと思います。譲渡人は家で一人で耕作されており、頼まれて是非購入させて欲しいということでしたので話を聞かせてもらいまして、何らこれからも農業をしていくということで、支障ないと思います。よろしくお祈いします。

議 長

ありがとうございました。

続いて区域番号21番 中村推進委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委

21番、中村です。吉田委員から言われたとおりですが、私も譲受人と立会させていただきまして、機械化農業と違い、自分の施設でやっておられます。以前から借りて作業されておりましたし、これからもされるそうなので別に問題ないと思います。よろしくお祈いします。

議 長

ありがとうございました。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員

【異議なしの声】

議 長

ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号11番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員

【挙手全員】

- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号11番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、整理番号12番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号12番につきましてご説明申しあげます。申請地は参考図の7ページから8ページとなり、農業振興地域内の農地であります。
譲渡人は、県外に住まれており、農地を維持管理することが難しく、隣地に住まれていた譲受人に所有権の移転について相談されました。譲受人は、農業の規模拡大を考えられていたことから、農地の所有権の移転について合意され、所有権移転の申請を行われました。譲受人は現在、甲賀町和田地先で水稻を耕作されており、申請地において水稻及びかぼちゃを栽培される予定であります。
申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。
- 議 長 ありがとうございます。
整理番号12番につきましては、議席5番 山下委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 5番、山下です。今、事務局の説明のありましたとおりでございます。これにつきましては、譲渡人は先ほど2条調書の非農地証明の申請者と同じでございます。今、住所が千葉市ということで遠方でございます。その関係でなかなか土地の管理が十分にできないということで、以前から何とかこの土地をと思っておられましたところ、譲受人の方が現在土地としては1反ちょっとの経営面積となっておりますが、農業をもっと拡大したいという意思がありまして、大変熱心に思っておられまして、お互いに話がまとまりまして、農業を拡大しようということで、今回の話になりました。現地はまとまった集団化された農地であります。引き続き良好な管理をしていただけるものと判断しました。なお、本件につきましては、先ほどの非農地証明と同じように8月25日に、西田委員と辻推進委員と一緒に現地確認をしたところですので、よろしくお願い申しあげます。
- 議 長 ありがとうございます。
続いて区域番号22番 辻推進委員から補足説明がございましたらお願いいたします。
- 担当推委 22番、辻です。譲受人については地域の担い手として農地の蓄積、集約に取り組んでおられるということ意見を意見として申しあげたいと思います。以上でございます。
- 議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号12番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号12番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
議案第128号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第129号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
最初に、4条調書、整理番号11番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第129号をご説明申し上げます。議案書は6ページからとなります。
今月の申請は3件で、申請者の住所、氏名、転用する土地の所在、地目、転用面積等につきましては、議案書のとおりでございます。
整理番号11番につきまして、ご説明申し上げます。申請地は参考図の9ページ、10ページ、土地利用計画は11ページとなります。申請地は、市街化調整区域内にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。
転用理由及び概要について説明いたします。申請者及び申請者の子は申請地の隣接地に住まれておりますが、家族の増加により手狭になり、将来農業を継ぐことや家族の面倒を見られることから申請地が適当であると判断され、今般、申請者と子の共有名義により農家住宅の離れを計画されました。他の土地の取得には経済的な負担が大きく、離れを建築する方が生活上の利便性も良いと判断されたものです。計画によりますと、申請者の母屋の北側に農家住宅の離れを新築されます。また、雨水は母屋と同じく既存の排水処理施設を利用して処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、借入金により賄われる予定で、申請書には金融機関の住宅ローン審査結果表が添付されています。
以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。また、子との共有名義により建築されることから、同時に5条の申請も提出されていますので、後ほど5条のところでも再度説明をいたします。以上でございます。

議長 ありがとうございます。
整理番号11番につきましては、議席10番 倉田委員から説明をお願いいたします。

担当農委 10番、倉田です。事務局から説明のあった議案について意見を申し述べます。当該案件につきましては、5条との関連があるのですが、申請者の息子さんが計画図の居宅という所で同居されています。孫も大きくなり、離れが必要で農家住宅の増築ということで転用申請が出されています。建設用地の半分以上は申請者の土地で既に宅地になっております。隣接する当該申請地が67平方メートルで家庭菜園になっております。当該申請地は居住地域の中にあつて譲渡人の宅地と道路に囲まれていまして、面積も狭く農業には不適と判断しております。また転用及び住宅の建設に伴う周辺への悪影響は予測できませんでした。以上許可は妥当と思われまますので、よろしく審議決定くださるようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
続いて区域番号5番 清水推進委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 5番、清水です。本申請につきましては、事務局ならびに倉田委員からご説明いただいたとおりでございます。母屋の北側に現状は畑地として土地があります。そこに離れを建築するという事で、現在母屋には申請人の両親ご夫婦と、子ども次男と長女の4人暮らしです。今回建築の譲受人として出ている長男は他所でアパートを借りて住まいをされており、お子さんができて将来的にも両親の面倒をみるためということもあり、近くで物件を探しておられましたがいい物件がなく、現在の母屋の北側に新たに離れという形で建築したいということで申請されました。雨水につきましては、両側の道路側溝を通じて排水路に放流されます。汚水につきましては、母屋の浄化槽処理施設を通じて排水路へということで、農業用用水等には流入されないということで、周辺農地の影響は出ないと判断いたしました。以上のようなことから、よろしくご審議の程お願い申しあげます。

議長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 **【異議なしの声】**

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号11番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号11番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号12番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号12番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の12ページ、13ページ、土地利用計画は14ページとなります。申請地は、都市計画区域外にある農地で、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。申請者となる寺院の周辺に駐車場が極端に少なく、現在は5台しか駐車できません。催し時には駐車場が足りなくなることから、今般、農地転用の申請を行われました。計画によりますと、盛土を行い、表層はアスファルト舗装し、駐車場として利用されます。また、雨水は敷地南側に水路側溝を設けて近接水路に排水されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には金融機関の残高証明書が添付されています。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

整理番号12番につきましては、議席1番 小倉委員から説明をお願いいたします。

担当農委 1番、小倉です。この案件ですが、近年鮎河から出ておられる方が数多く、お盆の時期等に帰ってこられます。その際に停める所がない意見が多くあり、現在も駐車場はあるのですが、事務局の説明がありましたように5台もしくは4台くらいしか停められない状況でして、混雑する時は周辺の道路に車が停められてしまうことが多々起こっております。それを緩和するため申請者の農地を駐車場にすることで合意されました。図面を見ると駐車場になり、表面はアスファルト舗装にされます。流末については、現在の道路排水・用水の兼用のものに合流しますが、参考図13ページの地図を見ると、申請地の下側に5筆あり、現在も耕作されています。ここに用水として利用されることとなりますが、何ら問題ないのでご審議の程よろしく申し上げます。以上です。

議長 ありがとうございます。

続いて区域番号12番 谷川推進委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 12番、谷川です。今の事務局の説明及び小倉委員の説明につきまして、私の方から補足説明はございません。審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

- 議 長 　　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号12番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 　　【挙手全員】
- 議 長 　　挙手全員でございます。
よって、整理番号12番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
- 議 長 　　続きまして、整理番号13番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 　　整理番号13番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の15ページ、16ページ、土地利用計画は17ページとなります。申請地は、都市計画区域外にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。
転用理由及び概要について説明いたします。申請地は道路と宅地に挟まれた土地であり、住宅への進入路として必要な土地であります。登記地目が畑であったため、今般、農地転用の申請を行われました。計画によりますと、現状のまま進入路として利用されます。また、雨水は自然浸透排水により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。
以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。
- 議 長 　　ありがとうございました。
整理番号13番につきましては、議席7番 吉田委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 　　7番、吉田です。この地先につきましては、昭和20年代に家を建てられたので、残った宅地はほとんど宅地に転用できていたが、この筆だけが残っていることが分かりました。今、相続を行う際にこの地目が出てきたので、宅地として申請されます。よろしく願いいたします。
- 議 長 　　ありがとうございました。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。
- 委 員 　　【異議なしの声】
- 議 長 　　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号13番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号13番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議案第129号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第130号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

最初に、5条調書、整理番号25番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第130号をご説明申しあげます。議案書は8ページからとなります。

今月月の申請は4件で、譲受人、譲渡人の住所、氏名、転用する土地の所在、地目、転用面積等につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号25番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の18ページ、19ページ、土地利用計画は20ページとなります。

本件につきましては、先程の議案第129号 整理番号11番において説明しました案件と転用理由が同じでありますので、説明は割愛します。なお、譲受人は譲渡人の子となりますが、譲受人に現在のところは農業者資格がなく、父と子が共同で農家住宅の離れを建築する場合、4条と5条を同時に申請いただくことになっております。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

整理番号25番につきましては、議席10番 倉田委員から説明をお願いいたします。

担当農委 10番、倉田です。転用理由については先ほど4条の説明のとおりでございました。5条申請と合わせての申請ということについては、事務局から説明していただいたとおりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続いて区域番号5番 清水推進委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 5番、清水です。先ほど4条申請のところの説明させていただきまして、事務局から説明があったとおりでございます。倉田委員のご意見のとおりで、私からはございませんのでよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号25番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号25番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号26番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号26番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の21ページ、22ページ、土地利用計画は23ページとなります。申請地は、非線引都市計画区域にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。譲渡人は申請地にて地下からの湧き水を利用して水稲耕作を行っておられましたが、湧き水が止まったことから水稲耕作が困難となりました。このまま放置できないことから、申請者が個人新規事業として、再生エネルギー事業を行うため、農地転用の申請を行われたものです。計画によりますと、土地の整地を行った後、敷地面積975平方メートルの土地に南側に向け太陽光パネル256枚を設置し、最大49.5キロワットの発電が可能として設置されます。また、雨水は敷地内に碎石を敷き、自然浸透により処理されますが、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には金融機関の残高証明書が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。
整理番号26番につきましては、議席18番 田畑委員から説明をお願いいたします。

担当農委 18番、田畑です。ただ今上程されております5条調書整理番号26番について事務局より詳しく説明されましたが、私からも補足させていただきます。譲渡人と譲受人は親子関係であります。また申請地の地目は田であります。水利は近くからの湧き水で耕作されておりましたが、約10年ほど前よりその湧き水も枯渇し、水田としての耕作ができなくなりました。以来畑として管理されておりましたが、耕作者夫妻も高齢となり維持管理ができなくなり、また息子さんも会社勤めであられる関係で管理することもできず、現在不耕作地となっております。このままですと荒廃地となりかねない、また隣地の方々にも迷惑になり、従いまして今回1、4

98平米のうち975平米を太陽光発電の計画をされ、残地につきましてはシルバ一人材センターに除草作業をお願いされると聞き及んでおります。なお、地元の農業改良組合長、また隣地の方々の承諾も得られております。最適化推進委員も私も現状を見て説明を受け、許可相当と判断いたしました。どうぞよろしくご審議を賜り、ご承認賜りますようお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

続いて区域番号16番 吉村推進委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委

16番、吉村です。事務局ならびに田畑委員より説明をいただきましたとおりでございますが、一点だけ説明させていただきます。譲受人については病をお持ちであり農業に従事するには困難であるのではと考えております。そのことも含めてご判断いただければと思っております。よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員

【異議なしの声】

議 長

ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号26番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員

【挙手全員】

議 長

挙手全員でございます。

よって、整理番号26番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長

続きまして、整理番号27番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号27番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の24ページ、25ページ、土地利用計画は26ページとなります。申請地は、非線引都市計画区域にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は電気設備業を営んでおり、本社は申請地と接しております。今般、水道設備品の資材置場が足りず、商品の紹介を迅速にするため、新たな資材置場を必要とされたため、売買の申請を行われました。計画によりますと、申請地の周囲にブロック塀を設置され、資材置場として利用されます。また、雨水は自然浸透により処理されますが、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金により賄

われる予定で、申請書には預金通帳の写しが添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

整理番号27番につきましては、議席7番 吉田委員から説明をお願いいたします。

担当農委

7番、吉田です。この地はこの図面北側の隣の宅地の方の持ち物の中にこれだけあったということです。西隣の方に初めは声をかけられたらしいのですが、要らないということで、譲受人に回ってきたということ聞いております。これは9月8日に話をし、東海道沿いなので白地には間違いないのでよいだろう、また排水は図面で見ると右側下に大きな排水がありますので、少々の雨でも問題ないと思われま

す。よろしくご審議の程お願いします。

議 長

ありがとうございました。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員

【異議なしの声】

議 長

ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号27番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員

【挙手全員】

議 長

挙手全員でございます。

よって、整理番号27番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長

続きまして、整理番号28番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号28番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の27ページ、28ページ、土地利用計画は29ページとなります。申請地は、市街化調整区域にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。申請者は個人事業として、再生エネルギー事業を考えられており、休耕地であり、高台にある申請地が最適の場所であったため、農地転用の申請を行われたものです。計画によりますと現状の土地形状のまま、敷地面積934平方メートルの土地に南側に向け太陽光パネル168枚を設置し、最大38.5キロワットの発電が可能として設置されます。また、雨水は敷地内の自然浸透により処理され、今までと同様に利用されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係

者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には金融機関の残高証明書が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

整理番号28番につきましては、議席3番 川村委員から説明をお願いいたします。

担当農委

3番、川村です。内容等につきましては、事務局からの説明のとおりでございます。改良組合長と周辺の方々の承認も得られている。私も現地確認しましたら、この休耕されている場所は確かに日当たりもよく、太陽光に適していると確認いたしました。問題ないということですので、あと雨水とか、その他を含めて周囲には水田等がありますが、今の状態でそのまま太陽光をしても問題ないと私自身も判断いたしました。どうぞご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

続いて区域番号29番 大谷推進委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委

29番、大谷です。事務局そして川村委員から説明のあったとおりでございます。申請者が高齢で草刈りもできないということから防草シートを被せて周辺の環境美化に努めておられましたが、台風等で飛んで迷惑をかけてしまったということもおっしゃっておられました。今般、申請書のとおり太陽光発電ということで、今後周辺農地へそうした迷惑がかかることがなくなることに安堵しているともおっしゃっておられました。周辺農地には影響はないものと思われまますし、ご審議よろしくお願い申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員

【異議なしの声】

議 長

ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号28番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員

【挙手全員】

議 長

挙手全員でございます。

よって、整理番号28番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議案第130号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第131号「事業計画変更承認申請審議ついて」を議題といたします。

整理番号1番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第131号をご説明申し上げます。議案書は11ページからとなります。

これは、以前に農地の転用を許可された転用事業者が転用期間の変更を行うものであります。

今月の申請は1件で、計画者の住所、氏名、転用する土地の所在、地目、転用面積等につきましては、議案書のとおりでございます。なお、今回は計画者に関する変更はなく、転用期間の変更を行われるものです。

整理番号1番につきまして、ご説明申し上げます。申請地は参考図の30ページ、31ページ、土地利用計画は32ページとなります。申請地は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域内にある転用が可能な第3種農地であります。

事業計画について、変更点を説明いたします。寺院本堂建替えに伴う車両や資材置場として、令和2年5月17日までの一時転用申請を行われました。寺院解体までは完了しましたが、建て替えを令和2年5月17日までに完了できないと判断されたため令和3年5月17日まで1年延長する転用期間の変更を行われるものです。事業計画変更に際し、申請地の隣接農地所有者および農事改良組合長等の地元関係者の同意について、再度得ておられます。また、敷地排水については、当初許可通り自然浸透で、近隣に影響はないものと考えます。

以上、変更後の事業計画内容を精査した結果、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

整理番号1番につきましては、議席13番 寺田委員から説明をお願いいたします。

担当農委 13番、寺田です。昨年出された計画ですが、若干の遅れがあるということで1年間延長されます。既に本堂の解体は終わっており、後は建築されるのを待つだけです。現在盛土されている周りの残地ですが、1年間様子を見ましたが、きっちり草刈り等をしていただいて管理をされておりますので許可相当と判断いたします。以上です。

議長 ありがとうございます。

続いて区域番号42番 山本推進委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 42番、山本です。事務局ならびに寺田委員からのご報告のとおりでございます。ご審議よろしく申し上げます。

- 議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。
- 委 員 【異議なしの声】
- 議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号1番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号1番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
議案第131号については、以上であります。
- 議 長 続きまして、議案第132号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第132号をご説明申し上げます。議案書は13ページからとなります。
今月は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定は72件でございます。借り手、貸し手、利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等につきましては、利用権設定等の明細のとおりでございます。14ページの利用権等設定集積書総括をご覧ください。設定する利用権の種類について、賃貸借権、使用貸借権の合計の貸し手は実人数72名、借り手は実人数1名、面積は281,594.04平方メートルとなります。また、借り手・買い手の経営状況につきましては、32ページの一覧のとおりです。
以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。
- 議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委 員 【異議なしの声】
- 議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第132号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、議案第132号につきましては、原案のとおり可決し、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をします。

議長 続きまして、議案第133号「甲賀農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第133号をご説明申し上げます。議案書は、34ページからとなります。
甲賀農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき策定され、5年ごとに見直しされます。甲賀市を取り巻く情勢や将来の農業情勢を踏まえつつ、優良農地の確保・保全を図り、農業振興に向けた施策を計画的に実施するためのもので、今後10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地となる農用地区域を明らかにする計画です。この計画の策定にあたっては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により農業委員会の意見を聴くこととされており、令和元年9月27日付け甲農振第412号で甲賀市長より「甲賀農業振興地域整備計画の変更について」意見を求める旨の通知がありましたので、総会議案として意見を伺うものです。なお、「甲賀農業振興地域整備計画書」については、農業振興課川上係長から説明していただきます。

川上係長 甲賀市農業振興課の川上と申します。私から「甲賀農業振興地域整備計画書の変更について」説明させていただきます。

前回、この甲賀農業振興地域整備計画で、除外であるとか編入する場所について農業委員会にかけさせていただきご審議いただきましたが、今回は本文を改めてご審議いただきたいということで、説明に伺いました。

今回の変更につきましては、甲賀農業振興地域整備計画は平成21年7月に変更されて以降、全く変更がされていませんでした。今回、平成29年度にはなりますが、守るべき農地の面積の確定であるとか、時勢の変化による内容調整を行って、この計画案ということで示させていただいております。なお、この計画案の内容につきましては、農業振興地域の整備に関する法律で、国よりおおよその雛形が示されておりまして、それをベースに主に数値の部分で平成29年度の甲賀市の状況をふまえて作成したものとなっております。なお、この変更において個別に除外したものは、前回ご審議いただきましたが、事前に滋賀県と協議をしまして認められたものについて見直しをしていくこととなっております、主に現況や登記地目が山林であるとか農用地として適さないものの除外、道路や河川において過去に除外手続きができていなかったものを適正化する、このタイミングで全体見直しをし、計画を整理することになっております。ちなみにこの計画案が作成されてから農用地の区域の除外申請は毎年個別の除外で受付しており、前回策定の平成21年からその面積が確定しまして、そこから個別の除外ということで毎回除外の際には農業委員会に諮らせていただいておりますが、除外として認められたものについては、この面積から除外されてきた農業振興区域の面積を今回で全て差し引きをし、この全体見直しで合わせていく形となっております。この全体見直しにおいて、甲賀市の情勢をふまえて計画を特筆すべきものがあれば変更が行えるものとなっておりますが、今後を見たときに、甲賀市で大きな工業団地等の開発が5年10年の間では計画としてはなく、今回の変更にあたっては特筆すべきものはなかったので、おおよそ国の示さ

れた計画案に基づいて甲賀市の数値の変更を行い、見直しをしていく案となっております。どうぞご審議をよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

ただ今、事務局ならびに市の農業振興課よりご説明いただきましたとおり、この計画はこれからの優良農地の確保や、農振施策にかかる農用地区域を示すものです。そのために農業委員会の意見を求められております。この件につきまして、ご意見、ご質問をいただきたく思います。これは、農業委員会として大変重要なことでございます。非農地あるいは荒廃農地という問題に我々は大きく携わっておりますので、皆様方のこの案件についての考え、ご意見、ご質問等を承りたいと思いません。大変重要な農業委員会としての問題ですので、何度も申し上げますがどうかよろしくご検討いただきたく思います。

山下委員

5番、山下です。今の説明の中で、前回は平成21年の7月に作成されたという話でございましたが、今回改定ということになりますと、平成21年から考えますと今後10年間ですので20年間という期間になります。今後10年間でもそうですが、平成21年から考えますと、高齢化社会が更に進展すると、21年から比較してもかなりの度合いになります。特に甲賀市は中山間地ということもあり、かなり厳しい状況になると予想されます。その中で39ページの冒頭の中段の上の方に高齢化社会についてのコメントが書いてありまして、いまだ経験したことのない経済社会の構造変化に直面しているという文言があります。いろいろ他でも高齢化社会について、言葉では書かれていますが、実際の数字的に今の農地の状況等を将来展望されているのを見ると、平成21年からということを考えますと、20年間の変化としては、かなり甘いのではないかという気がします。非農用地、荒廃農地の発生が今後益々多くなるということ、優良農地もなかなかその確保が難しい状況になってくることをもう少しこの中で表現をしたほうがよいのではないかと感じております。

川上係長

おっしゃっていただいているとおり、甲賀市でも平成22年に人口減少に転じまして、今後も急激な高齢化であるとか人口減少ということで、最たる課題と捉えております。今回の面積についても、もちろんそれもふまえた中で検討はしていますが、この数字に関しては主に過去の、この平成21年から平成29年までの農用地部分の減少傾向を見てこの将来予測をしています。農業施策としても人口減少による高齢化問題については避けて通れない問題だとは考えておりますし、この計画上でももう少し内容を色濃く出せるような余地がないかということで、県にもこのような意見があったということ報告し、検討したいと思えます。

吉田委員

7番、土山町大野地区担当農業委員、吉田です。

計画の前文にもありますように、新名神高速道路で甲賀市に3箇所のインターチェンジができるということで、私たち土山サービスエリアの立会いから委員をさせていただきます、もう約18年になります。完成すれば甲賀市は飛躍的に変わるという雰囲気が出るだろうということを期待して10年ほどになりますが、私の住む土山地区の意見として皆さんから聞いていることを申しあげたい。

土山地区において、令和10年に専業農家が何人残っているかは農業をやってきましたのでわかっております。私たちの地先ではせっかくインターチェンジができ

たので優良農地といえども地域の発展のためになるのであればなぜ農地転用ができないのかということ常々聞いています。これは甲南も信楽も一緒であると思います。優良農地を残すということが農政としてよい面ばかりではないと考えますし、専業農家、それから農業を継ぐ人がいなくなっていくのに、いくら優良農地を残しても将来的には必ず状況が悪くなります。それならせつかく3箇所もインターチェンジがある、甲賀市で一番いい所を開発したい、業者に見せるのが筋ではないかと、私ならものを捌く時は、どの商売でも何でもそうですけど、一番いい所から見せていきます。端々の悪い所から見せていっては絶対、常に端々しか見せないのであればこれから30年経っても甲賀市は変わらないのではないかと思います。ぜひ農政としてはインターチェンジ全部とは言いませんが、最低限でもインターチェンジから半径5キロメートル以内の一番いい所をグローバルな企業に見せられるような検討もして欲しいと、今までは絶対できていない。もう大野地区の者は大概あきらめようと言っています。大野は見てのとおり、水口境に向けて農免道路沿いにいくらでも農地があります。しかし全部青地で抑えられています。自分で耕作できるならいけるけれど、自分で会社を作って耕作できないならだまっているようにと申しています。ただし、インターチェンジを利用した甲賀市の町づくりをするのであれば、企画と農政が本気でやらなければ、私は絵に描いた餅になるのではないかと心配しているところです。ぜひ企画と農政と、いい所でも見せると、それが国の違反になるというのであれば、違反になることを聞きに行き、国でも動かしに行くくらいの意欲が必要だと思います。大野では、国道1号線でなぜ大野まで5分とかからない所が農地転用できないのか、これは信楽でも一緒だと思います。甲南でもあります。しかし農政で全部抑えられています。北陸道を例に挙げると、北陸道に行けば必ず、市が関わっていると思うが道路沿いに有名企業や大きな物流センターなどが、越後平野のど真ん中を走っています。行政側も勉強してきて欲しい。例えば湖南市にショッピングモールができたが、行政が関わりをもたなければできないのであれば、それは本来ならば差別だと思う。行政があ该区画だけはよいと、他はだめだというのは差別だと思う。本来、日本はそのような国ではないはず。北陸道、富山からずっと越後平野までずっと平野ばかりである。なぜこのようなところに工場ができていいのかと必ず思うはず。甲賀市もせめて、あの人たちに負けないようになって欲しい。愛知県の刈谷市でも、日本のスウェーデンといわれる所であっただけ田がつぶれていっている、自動車業関係で。市役所が関わっているに決まっている。これくらい馬力を出さなければ、甲賀市ではこのまま寂れていくのではないかと思います。こういうことを大野地区から申しあげるよう言われたので発言させていただきました。ぜひ検討して欲しいと思います。

川上係長 ご意見ありがとうございます。今回、農業振興区域の計画のことになりますので、今おっしゃっていただいた話は、都市計画法であるとかも関係しますし、農業振興課だけで終わる話ではないので、いただいた意見については都市計画課や、政策推進課を交えて検討させていただきます。

川村委員 3番、川村です。最初の振興の方向につきましては、内容等はこれでいいと思います。ただ、現実的にこの最初の振興の方向でも下の方に意欲ある担い手農家及び集落営農、人・農地プランを通じて集積計画を行っていく必要があるということ、中山間地域についても掲げておられますが、現実には非常にもうかなり厳しくなっておりまして、なかなか農地プランも進んでいない、そして、話し合いをしても寄り

にも集まらないような地域もあります。中には、できないようになれば荒らしてもよいという方も出てくるような状況で、この辺も一緒に含めて考えなければならぬと思います。

また、54ページの第6農業近代化施設の整備計画の水稻のところについて、内容等は土地基盤整備に対応した大型機械等一貫作業体系の確立を図るためということで、認定農業者、集落営農法人を中心というように書かれております。あと、高性能農業機械、近代化施設ということで乾燥調整施設等の再編があります。これはおそらく大きなところについて書かれていると思いますが、どのくらいの内容の規模なのかお聞きしたい。特にこの辺はかなり大きな区画された水田なのですが、中山間の支払等、いろいろ補助金をいただいておりますが、私どもの効率の悪い谷田で実際やっている所はこの近代化施設の話に入れるのかも含めて内容を教えていただきたい。

川上係長 農業近代化施設、乾燥調整施設の大きさ、規模ですが、今ここにある資料では即答できかねますので、調べたのちご回答させていただくことでよろしいでしょうか。

川村委員 はい。

議長 他にございましたら、お伺いします。

山下委員 43ページの下の方、大規模乾燥施設の表の上に、「面積は(ア)の土地面積(4,868ha)の内数となる。」という説明がありますが、(ア)の土地面積の4,868というのは上の方の(ア)のどれの面積かと思ったのですが、何か不足されて(ア)の土地面積4,868の内数という説明になっているのか、面積が合わないかと思ったのですか。

川上係長 確認します。

議長 確認いただいて、後日お答えします。
他にございませんか。

計画案については、短い時間で解説していただくのは難しい面もあるとは思いますが、暫時休憩を取りたいと思いますので、再開まで自席でお待ちください。

【暫時休憩】

議長 確認いただいて、後日お答えします。

事務局 それでは会議を再開します。

限られた時間でありますので、まだご意見もあろうかと思っております。

この場では意見をまとめることも難しいと思っております。そのため総会議案にかかる意見については、期日を定め、文書にて事務局へ提出いただくこととし、それを事務局でまとめ、次の総会で「意見について」を議案とさせていただきます。

ご異議はございませんか。

委員 【異議なしの声】

議長 　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、委員の皆様からの意見の提出期限を10月21日、月曜日とさせていただきます。これを事務局でまとめ、次の総会で「意見について」を議案とさせていただきます。

　繰り返しになりますが、この計画に対して農業委員会に意見を求められておりますので、委員の皆様、よろしく願いいたします。

　議案第133号については、以上であります。

議長 　続きまして、報告案件に入ります。

　「報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。

事務局 　報告をいたします。調書は、67ページからとなります。届出地は参考図の33ページから40ページとなります。農地法第4条の届出地は、参考図の33ページとなります。

　今月の届出は1件で、届出者の住所・氏名、転用する土地の所在・地目・転用面積等につきましては、67ページの調書のとおりでございます。内容は、店舗用地が1件であります。

　続きまして、農地法第5条の届出地は、参考図の34ページから40ページとなります。

　今月の届出は6件で、譲受人・譲渡人の住所・氏名、転用する土地の所在・地目・転用面積等につきましては、68ページから69ページの調書のとおりでございます。届出内容につきましては、事務所、駐車場が1件、分譲宅地が1件、住宅用地が2件、店舗併用住宅が1件、駐車場が1件であります。

議長 　ありがとうございました。

　報告案件は以上であります。特にご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議長 　特にご質問等もございませんので、これで審議案件ならびに報告案件を終了いたします。

　推進委員におかれましては、お忙しい中ご出席いただきありがとうございました。ここで一旦、休憩とします。再開は15時45分といたします。

【休憩】

議長 　それでは、会議を再開します。

　これより報告事項に入ります。

　最初に、報告事項1の「会長報告事項」について、私より報告いたします。

会長 　・女性の農業委員・農地利用最適化推進委員登用促進キャラバンについて

議長 　続きまして、報告事項2の「副会長報告事項」について、お願いいたします。

副会長 　・委員農地パトロールの結果について

- 議 長 続きます、**報告事項3**の「**農業委員会制度検討委員会報告事項**」について、田畑委員長よりお願いいたします。
- 田畑委員長 ・第2回～第4回農業委員会制度検討委員会の結果について
- 議 長 続きます、**報告事項4**の「**下限面積検討委員会報告事項**」について、伴委員長よりお願いいたします。
- 伴委員長 ・第1回下限面積検討委員会の結果について
- 議 長 続きます、**報告事項5**の「**事務局報告事項**」について、お願いします。
- 事務局 ・前回総会から次回総会までの「経過と予定」について
・農地法第18条第6項報告及び利用権設定満了報告について
・農地利用の最適化に向けた研修会（合同研修）について
・滋賀県令和2年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見等について
・農地利用最適化推進委員会地域ブロック会議の開催について
- 議 長 ありがとうございます。報告事項は以上です。
ここで皆様方より総会全体を通して、何かご意見・ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 議 長 特にご質問等もございませんので、以上で本総会の議事は全て終了いたしました。
ご審議いただきありがとうございます。
- 事務局長 それでは閉会にあたり、田畑副会長がご挨拶を申し上げます。
- 副会長 【閉会挨拶】

甲賀市農業委員会総会会議規則第21条第2項の規定により署名する

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____